

預金規定の改正のお知らせ

日頃は、格別のお取引立てを賜り誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、平成30年1月1日から施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金活用法」といいます。）」を踏まえ、次の預金規定を改正いたしましたので、お知らせいたします。なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

1. 改正する預金規定

規定名称	改正日
当座勘定規定（一般用）、総合口座取引規定、普通預金（無利息型普通預金を含む）規定、貯蓄預金規定、通知預金規定、納税準備預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）〈スーパー定期〉規定 非自動継続型 、自動継続自由金利型定期預金（M型）〈スーパー定期〉規定 単利型 、自動継続自由金利型定期預金（M型）〈スーパー定期〉 複利型 、自由金利型定期預金〈大口定期〉規定、自動継続自由金利型定期預金〈大口定期〉規定、自動継続変動金利定期預金 単利型 、自動継続変動金利定期預金 複利型 、定期積金〈スーパー積金〉規定	平成30年1月1日（月）

2. 改正する内容（普通預金規定（無利息型普通預金を含む）の例）

休眠預金活用法に関する以下の定めを追加いたしました。なお、他の預金取引規定におきましても同様に追加しております。なお、新しい預金規定をご希望の方は、窓口にお気軽にお申し付けください。

<p>（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に基づく異動事由として取扱います。</p> <p>（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいものとします。 ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日、但し、当該通知が預金者に到達した場合又は当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日又は当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、 ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいものと、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 預入期間、計算期間又は償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日） ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと A. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動（当金庫からの利子の支払いに係るものを除きます。）があったこと B. 手形又は小切手の提示その他の第三者による支払いの請求（当金庫が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り、）があったこと C. 預金者等から、この預金について、次に掲げる情報の提供の求め（休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）があったこと (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性 (b) 公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受取る住所地 D. 預金者等からの申出による通帳の発行（再発行を含む。）、記帳（窓口端末での記帳時に記帳する取引がない場合を除く。）若しくは繰越があったこと E. 預金者等からの申出による契約内容の変更があったこと (a) キャッシュカードの再発行 (b) 総合口座への組入又は組入の解除（平成31年3月1日以降のものに限る。） (c) 通帳、印鑑（共通印鑑を除く。）及びキャッシュカードの紛失又は盗難 F. 預金者等が次に掲げる情報の全部又は一部を受領したこと (a) 当金庫名称及びこの預金を取扱う店舗の名称 (b) この預金の種別 (c) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項 (d) この預金の名義人の氏名又は名称 (e) この預金の元本の額 G. 総合口座取引規定に基づく他の預金について、当該他の預金に係る異動事由が生じたこと H. 当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと、但し、当該通知が預金者に到達した場合又は当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日又は当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、 ③ 総合口座取引規定に基づく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと</p> <p>（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。 (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出及び支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。 ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金、当金庫からの入金であって法令又は契約に定める義務に基づくもの（利子の支払いに係るものを除きます。）が生じたこと ② この預金について、手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求（当金庫が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り、）が生じたこと ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押え又は国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。 ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払い等業務の委託を受けていること ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること ③ 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</p>

中日信用金庫